あると認められるときは、都道府県知事（土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第九条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）は、当該土地の所有者等（法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の申請により、その期限を延長することができる。

一～三　（略）

2　（略）

（調査対象地の土壌汚染のおそれの把握）

第三条　（略）

2　（略）

一　（略）

二　法第四条第三項又は法第五条第一項に規定する命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合　当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類

三　（略）

3～6　（略）

（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の都道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例）

第五条　調査実施者は、法第四条第三項に規定する命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第一項の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある調査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画することができる。

（土壌汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意）

第二十五条の二　法第四条第二項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第一項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）

第二十六条　法第四条第三項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一～五　（略）

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の命令）

第二十七条　法第四条第三項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　法第四条第三項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

二　法第四条第三項の規定による報告を行うべき期限

（要措置区域の指定の公示）

第三十二条　法第六条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の要措置区域（同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。）の指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この条において同じ。）の公示は、当該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置（法第七条第三項に規定

あると認められるときは、都道府県知事（土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第八条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）は、当該土地の所有者等（法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の申請により、その期限を延長することができる。

一～三　（略）

2　（略）

（調査対象地の土壌汚染のおそれの把握）

第三条　（略）

2　（略）

一　（略）

二　法第四条第二項又は法第五条第一項に規定する命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合　当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類

三　（略）

3～6　（略）

（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の都道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例）

第五条　調査実施者は、法第四条第二項に規定する命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第一項の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある調査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画することができる。

（新設）

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）

第二十六条　法第四条第二項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一～五　（略）

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の命令）

第二十七条　法第四条第二項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　法第四条第二項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

二　法第四条第二項の規定による報告を行うべき期限

（要措置区域の指定の公示）

第三十二条　法第六条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の要措置区域（同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。）の指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この条において同じ。）の公示は、当該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置（法第七条第三項に規定